
茨城県男女共同参画基本計画（第2次）
いきいき いばらきハーモニープラン

<概要版>



茨 城 県

男女共同参画社会の実現を目指して

「男女共同参画社会」とは、仕事、家庭、地域生活など、様々な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現して、ひとりひとりが豊かな人生を送ることができる社会です。

そのような社会を築くためには、男女が互いに認め合い、責任を分かち合いながら協力し合う気持ちを育てていくことが大切です。

1 計画策定の趣旨

本県では、「茨城県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成13年度から平成22年度まで）に基づき施策を展開してきましたが、この間の男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに（図1）、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、平成23年度からの新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法及び茨城県男女共同参画推進条例に基づき、国の男女共同参画基本計画を勘案して策定する県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。

3 計画の期間

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

4 計画で改めて強調すべき視点

前回計画策定後の社会情勢の変化や男女共同参画の現状にみる課題を踏まえ、今回の計画において改めて強調すべき視点は次のとおりとし、今後更なる取組を進めます。

視点1 女性の更なる社会への参画促進

多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するため、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取入れるため、政策・方針決定の場をはじめとして社会のあらゆる分野への女性の参画を促進していく必要があります。

視点2 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援

生涯を通じて働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮して自己実現につなげるとともに、生活の経済的基盤を確保し経済社会の活性化を図る必要があります。

視点3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等での子育て期、中高年期など各段階に応じた多様な生き方が選択できるよう、その実現に向けた取組を進めていく必要があります。

図1 計画策定の背景

社会情勢の変化

- ・本格的な人口減少社会の到来
- ・個人の価値観やライフスタイルの多様化
- ・経済の低迷による雇用環境の悪化
- ・非正規労働者の急速な増加
- ・グローバル化と国際的な人の移動の増加

現状にみる課題

- ・政策方針決定過程における低い女性割合
- ・根深い性別による固定的役割分担意識
- ・職場、家庭、政治分野等における男女の不平等感
- ・就業を中断せざるを得ない出産、子育て期の女性
- ・仕事と生活の調和について希望と現状の乖離
- ・男性の慢性的な長時間労働
- ・深刻な女性に対する暴力

国計画、関係法制度の改正等

- ・国の男女共同参画基本計画（第3次）の策定（H22, 12閣議決定）
- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、DV法等の改正

視点4 地域の課題解決のための実践的活動を通じた男女共同参画の推進

地域における男女共同参画を推進するため、福祉、教育、環境、まちづくり等の身近な地域課題を解決していくにあたり男女共同参画の視点を持って実践的な活動を進めていくよう働きかけや支援を行う必要があります。

視点5 男性にとっての男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスや身近な地域における取組等を推進するため、男性の固定的役割分担意識からの脱却、長時間労働の抑制等働き方の見直し、男性の家事・育児や地域活動などへの参画促進などについて男性の理解を深めていく必要があります。

視点6 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

子どもが将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を発揮できるように育てていくため、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、性別にとらわれず主体的に進路を選択する職業意識の醸成や適切な自己管理のための健康教育等の充実を図る必要があります。

5 計画の基本理念

茨城県男女共同参画推進条例第3条に規定している次の5つの基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

6 計画の構成

計画は次のとおり2章構成となっています。

第2章のI「計画を推進するための基本的方向」として、上記5の計画の基本理念を将来にわたり具現化するために、3つ基本目標、13の重点課題を設定しました。

第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の概要

II 計画策定の背景

第2章 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向

基本目標 I 男女の人権が尊重される社会の構築

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の推進

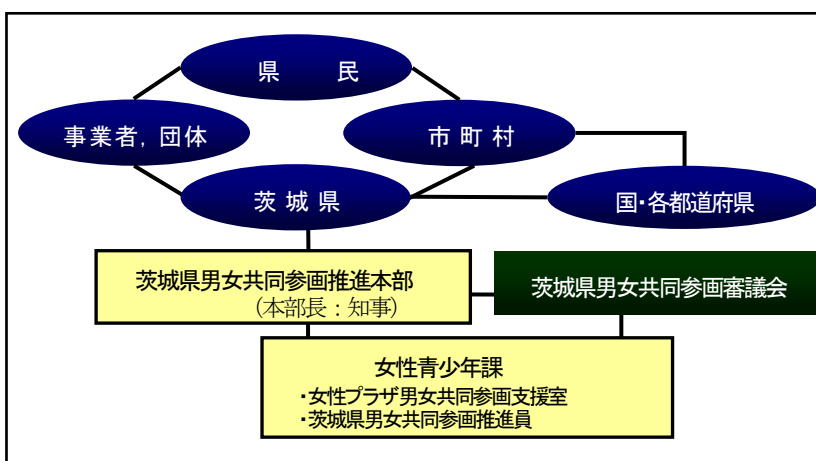
基本目標 III 多様な働き方を可能にする環境の整備

II 推進体制と進行管理

7 推進体制

計画を推進するため、県の推進体制を強化充実するとともに、県民、事業者、団体、市町村などと連携した取組を進めていきます(図2)。

図2 推進体制関連図



基本目標別の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築

男女の人権が尊重される社会の構築に向けて、性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画に関する正しい理解に基づき主体的に取り組める環境づくり、国際的動向の理解促進、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援、メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報発信の働きかけなどの総合的な取組を推進します。

重点課題1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

【施策の方向1】性別による固定的役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ・男女共同参画の理念・法制度の周知
- ・事業者・団体との連携・協働による性別による固定的役割分担意識^{※注1}の解消に向けた意識啓発など

【施策の方向2】男女共同参画の視点に立った相談事業の推進

- ・家庭、職場などにおける悩みや再就職や起業などへのチャレンジについての相談助言
- ・男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情・意見の申出への適切かつ迅速な処理 など

【施策の方向3】男女共同参画に関する調査・情報提供

- ・男女共同参画に関する県民意識や地域の実態を把握するための調査の実施
- ・地域情報、女性の人材情報、事業者・団体の先進的取組事例などの情報収集・提供

【施策の方向4】地域社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・男女の多様な生き方を選択できるようにするための生涯を通じた学習機会の提供
- ・女性のエンパワーメント^{※注2}のための女性教育の充実 など

重点課題2

男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

【施策の方向1】男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

- ・女性の地位向上のための国際的規範・基準の周知、それらに対する国の動向を踏まえた施策の推進
- ・国際社会における男女共同参画の取組や現状についての収集・提供

※注1 性別による固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

※注2 女性のエンパワーメント

女性が個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

重点課題3

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【施策の方向1】男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

- ・男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発
- ・被害者の精神的負担を配慮した相談体制の充実
- ・防犯対策強化, 犯罪情報・防犯情報の提供など暴力の発生を防ぐ環境づくり
- ・捜査体制・取締りの強化

【施策の方向2】配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

- ・被害者相談, 保護, 自立支援などDV被害者への総合的対策の推進

【施策の方向3】セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止についての事業者に対する意識啓発
- ・地域社会, 学校, 医療・社会福祉施設など雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の推進

重点課題4

生涯を通じた女性の健康支援

【施策の方向1】生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透

- ・「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」^{※注3}に関する県民への意識の浸透
- ・女性が健康状態に応じた的確に自己管理を行えるようにするための健康教育及び健康相談の推進

【施策の方向2】女性の健康の保持・増進への支援

- ・県内病院に対する女性専門外来の普及啓発など, 女性により望ましい総合的医療の普及
- ・妊産婦等が医療機関にかかりやすい環境の整備
- ・周産期における母子や新生児に対する救急医療体制の充実
- ・乳がんの早期発見, 子宮がんの早期発見・予防, 骨粗鬆症の予防, エイズ, 性感染症などの正しい知識の周知 など

重点課題5

メディアにおける男女共同参画の推進

【施策の方向1】メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信への働きかけ

- ・男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信や性別にとらわれない多様な生き方の表現についてのメディアに対する普及啓発, 協力の呼びかけ など

【施策の方向2】情報を活用できる能力（メディア・リテラシー^{※注4}）の向上の促進

- ・メディア・リテラシー向上のための意識啓発や学習機会の提供
- ・学校における情報教育の推進

※注3 「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」

「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）」は、「人間の生殖システム, その機能と（活動）過程のすべての側面において, 単に疾病, 障害がないというばかりでなく, 身体的, 精神的, 社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

「性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）」は、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされています。

「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の中心課題は, いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由, 安全で満足のいく性生活, 安全な妊娠・出産, 子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており, また, 思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

※注4 メディア・リテラシー

メディアを選択し, 主体的に読み解き, 自己発信する能力のこと。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が男女共同参画の視点を持って主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができるようになるため、政策・方針決定過程への女性の更なる参画の促進、働き方の見直しなどの男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進、将来を見通した自己形成ができるようにするための子どもの頃から男女共同参画の理解促進、県民・事業者・団体が男女共同参画の視点を持って地域の課題を解決するための取組を促進します。

重点課題1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画

【施策の方向1】県における政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・県審議会等への女性の参画促進のための女性委員割合の目標値の設定
- ・政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発や人材育成 など

【施策の方向2】市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・審議会等への女性の参画促進などについて市町村への働きかけや情報提供などの支援

【施策の方向3】事業者・団体における女性の参画促進

- ・女性の管理職や役職への登用促進などの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{※注5}の推進について事業者・団体に対する働きかけ
- ・女性に対する指導的地位に立つための意識啓発や支援

重点課題2 男性にとっての男女共同参画

【施策の方向1】男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発、支援

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進、男性の性別による固定的役割分担意識の解消や男性の仕事優先の考え方の見直しなどの意識啓発
- ・男性の子育てや介護、地域活動への参加のための相談助言、情報提供

【施策の方向2】事業者・団体に対する働きかけの推進、県の率先的な取組

- ・男性の長時間労働の抑制、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、育児・介護休業制度などの両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりについての事業者・団体のトップに対する働きかけ
- ・管理職、役員に対する意識啓発 など

※注5 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

重点課題3

子どもにとっての男女共同参画

【施策の方向1】子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

- 子どもや若い世代に対する男女共同参画の理解促進や意識啓発
- 児童生徒の発達段階に応じた人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについての学校教育の充実
- 性別による固定的役割分担にとらわれることなく、児童生徒が自ら生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるための進路指導・就職指導の推進
- 男女共同参画の視点に立ち、将来の生き方を考え、自らの個性を生かし、自らの希望にあった進路を選択する能力や勤労観・職業観を身に付けるためのキャリア教育の推進
- 理工系分野などへの女性の進学や進出を促進するための児童生徒が科学への関心を高める授業の充実
- 男女が健康状態に応じて適切に自己管理できるよう学校における健康教育及び発達段階に応じた適切な性教育の推進 など

【施策の方向2】子どもに関する相談支援体制の整備

- 子どもや親が気軽に相談できるよう電話相談などの相談体制の充実
- 不安や悩みを抱える児童生徒を支援するため学校における相談支援体制の充実

重点課題4

地域社会における男女共同参画の促進

【施策の方向1】地域における課題解決のための実践的活動の推進

- 福祉、教育、環境など様々な地域課題の解決にあたり、男女共同参画の視点を持って実践的活動を進めていくよう県民・事業者・団体への働きかけや活動支援
- 県男女共同参画拠点施設と関係機関との連携強化による地域の課題解決や実践的活動に関する相談助言・情報提供の推進 など

【施策の方向2】人材の育成と地域活動への支援

- 男女共同参画の視点を持ち、地域の課題解決に向けた実践的活動ができる人材の育成
- 地域課題の解決にあたり、計画づくりや円滑な運営を行うことができる女性リーダー、女性の人材育成

基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備

男女が意欲を持って就労し性別にかかわらず能力を十分に発揮していくため、雇用の場における男女平等の確保や多様な働き方のための環境整備、生涯にわたる雇用・就業の支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、農山漁村の性別による固定的役割分担意識の解消や政策・方針決定過程への女性の参画促進などに向けた取組を推進します。

重点課題1 雇用の場における男女平等の確保・多様な働き方のための環境整備

【施策の方向1】雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・男女雇用機会均等法、労働基準法など関係法令・制度の周知
- ・雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保についての事業者・団体のトップに対する意識改革
- ・女性の採用拡大、職域拡大、女性管理職の増加などの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 など

【施策の方向2】多様な働き方を可能にする就業環境の整備

- ・短時間正社員やフレックスタイム制など働きやすい制度の普及
- ・正規・非正規労働者の均等待遇の確保

【施策の方向3】商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

- ・家族従業員として働く女性が果たしている役割の重要性が正当な評価についての意識啓発
- ・商工業女性の経営能力向上や人材育成の支援 など

重点課題2 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援

【施策の方向1】人生の各段階の希望に応じた就職・再就職、起業などの実践に向けた支援

- ・就職・再就職、キャリアアップ、起業など様々なことへのチャレンジを希望する人に対し、実現に向けた実践的・継続的な相談助言、情報提供の推進
- ・育児により就業を中断した女性などに対する就職・再就職のための相談、情報提供、能力開発支援 など

【施策の方向2】女性の継続就業の支援

- ・女性が意欲を持って就業を継続し、能力を十分に発揮できるよう人事慣行や雇用処遇の改善などについて事業者に対する働きかけ
- ・女性労働者の就業能力や管理能力を向上するための研修や職業訓練
- ・女性労働者への相談助言、情報提供

重点課題3

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

【施策の方向1】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る働きかけの推進

- ・県民に対する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※注6}の必要性についての意識啓発
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進についての事業者・団体のトップの意識改革の促進 など

【施策の方向2】仕事と子育て・介護との両立支援の推進

- ・仕事と子育ての両立に係る負担を軽減するための地域における子育て支援の充実
- ・仕事と介護の両立に係る負担を軽減するための利用者本位の介護サービスの充実 など

重点課題4

農林水産業における男女共同参画

【施策の方向1】意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・農山漁村における性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- ・女性農業士・女性漁業士などの女性リーダーの育成
- ・農業委員や農協役員などの女性の登用促進

【施策の方向2】主体的に経営参画する女性の育成

- ・女性が経営能力を高めるための知識・技術習得の講座開設
- ・経営に主体的に取り組む女性農業者に対する認定農業者の申請及び夫婦共同申請の推進
- ・女性の起業活動がさらに幅広く展開されるようにするため、加工技術の研修や女性起業を支援するセミナーの開催、異業種及び消費者などとの交流活動推進
- ・経営や家庭の中での役割分担や給料制の導入、休日や適正な労働時間などの就業条件などを定めた家族経営協定の推進 など

【施策の方向3】都市住民等との交流を生かした地域づくり

- ・女性の視点を生かした食農教育活動、都市農村交流の推進 など

※注6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（仕事と生活の調和推進官民トップ会議、平成19年12月18日策定）では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

茨城県知事公室女性青少年課

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 - 6

電話 029 - 301 - 2178 F A X 029 - 301 - 2189

e-mail joseil@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/>

女性プラザ男女共同参画支援室

〒310 - 0011 茨城県水戸市三の丸 1 - 7 - 41

ホームページ <http://www.challenge.pref.ibaraki.jp/>

◆チャレンジ相談

再就職や起業、キャリアアップ、地域活動など様々なことにチャレンジして新しい可能性を切り開こうとしている方に対する相談助言や情報提供などを行っています。

電話 029 - 233 - 3982 F A X 029 - 233 - 1330

◆総合相談

家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み事などや男女共同参画に関する苦情や意見など、お気軽にご相談ください。

電話 029 - 233 - 7837 F A X 029 - 233 - 1330